

工業調査票丙

指定統計 第10号



Table with columns for business type (製造, 採掘, 建設, 運輸, 3, 10, 4) and checkboxes for registration status.

Header section for business name and address, including fields for '製造府県名および番号', '都市区名および番号', and '通し番号'.

1 本社または本店名 (とうりがた) (代表者の職氏名)

2 本社または本店所在地 (電話 局 番)

3 公称資本金額または出資金額(会社に限る) (昭和31年12月31日現在) (単位万円)

4 経営組織 (昭和31年12月31日現在) 夫のいずれかの番号に○をつけて下さい。

5 主要業務 1 製造品販売額, 加工賃収入額およびその他の営業収入額 (商業, 水産業, 運輸業, 建設業, 鉱業等)の合計額を100とした場合の割合を記入して下さい。

Table for manufacturing sales and processing charges (製造品販売額および加工賃収入額) with columns for product name, percentage, and amount.

6 本社または本店の常用労働者数および常用労働者現金給与総額

Table for employee statistics (常用労働者数) by gender and job type.

7 製造品, 原材料および燃料の在庫額 (単位千円)

Table for inventory (製造品, 原材料および燃料) by category and period.

Footer section for address, survey number, and official seals.

8 有形固定資産の取得額, 除却額および減価償却額 (昭和31年1月1日から12月31日まで) (単位千円)

Table for fixed assets (有形固定資産) with columns for acquisition, disposal, and depreciation.

9 本社または本店が発注した委託生産品 (昭和31年1月1日から12月31日まで)

Table for commissioned products (委託生産品の出荷額) with columns for product name, quantity, and value.

10 製造工場名簿 (昭和31年12月31日現在)

Table for manufacturing plants (製造工場名簿) with columns for plant name, location, and employee count.

Footer section for comments and respondent information.

Vertical text on the left margin providing instructions and legal references.

Vertical text on the right margin, including '通商産業省' and other administrative notes.

# 工業統計調査について

工業統計調査(指定統計第10号)は、わが国の製造業に関する基本的な資料を作成するため、明治42年にはじめて実施されて以来、その集計結果は、工業統計表(工業統計表)として発表され広く各方面で利用されています。調査の種類は、甲調査、乙調査および丙調査の3種類です。

- 1 甲調査は、従業者4人以上の事業所(製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く。)を対象とするものです。
- 2 乙調査は、従業者3人以下の事業所(製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く。)を対象とするものです。
- 3 丙調査は、事業所2以上を経営する企業の本社または本店を対象とするものです。

## 記入注意

### 一般事項

- (1) 調査期間が、昭和31年1月1日から12月31日までとなっている事項については、昭和31年12月31日にもっとも近い帳簿締切日(会計年度の決算期日ではありません。)からさかのぼって1年間(例えば、毎月帳簿締切日が25日の場合は、昭和30年12月26日から昭和31年12月25日まで)の事実について記入してまじつかえありません。
- (2) 調査票には、青インクまたは黒インクを用いてはつきりと記入して下さい。
- (3) 数字は、必ず1, 2, 3のようなアラビア数字を用いて下さい。
- (4) 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。ただし、3公称資本金額または出資金額の欄は、万円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- (5) 該当事項のない欄には、必ず斜線を引いて下さい。
- (6) 5イ製造品販売額および加工賃収入額、9イ委託生産品出荷額および10製造工場名簿の記入にあたっては、調査票の欄に書きつくせないときは、補助紙を用いて下さい。この場合、調査票には、「補助紙につづく」、「以下別紙」などの字句を記入するとともに、補助紙には、必ず本社または本店の名称を附記して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも、計のあらむものについては、補助紙ではなく、必ず調査票のきまつた欄に記入して下さい。
- (7) 本社または本店が、製造、加工または修理を行っている製造工場と同一の場所にあつて、両者が一つの資金合帳および財産合帳等を有する場合は、1本社または本店名、2本社または本店所在地、3公称資本金額または出資金額(会社に限る。)、4経営組織、5主要業務および10製造工場名簿についてのみ記入して下さい。

### 調査事項の説明

- 1 本社または本店名 2 本社または本店所在地  
本社または本店名には、例えば、株式会社日野工業所、岡本製菓株式会社のように企業名を記入し、本社または本店所在地には、都道府県名以下番地まで記入して下さい。
- 3 公称資本金額または出資金額(会社に限る。)  
公称資本金額または出資金額には、昭和31年12月31日現在で、登記されている「資本の額」または「出資の額」を、万円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- 4 経営組織  
5組合とは、法人格を持った組合をいいます。したがって、法人格を持たない匿名組合などは、6個人として下さい。
- 5 主要業務

### 1 製造品販売額および加工賃収入額

- (1) 製造品とは、この企業の所有に属する原材料によつて製造された製品および原材料を他に支給して製造されたものをいい、販売品は含まれません。
- (2) 加工とは、他の企業から支給された原材料によつて製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に加工、処理を加え、これによつて加工賃を受け取る場合に限りす。

### ロ その他の営業収入額

その他の営業とは、製造加工以外の業務、例えば、商業、水産業、運輸業、建設業、鉱業等をいいます。

(注意) 5イ製造品販売額および加工賃収入額とロその他の営業収入額の記入の方法について

(1) 例えば、ある企業において、工業統計調査用商品分類の製造品分類表または加工品分類表に掲げられている★印のついた品名による製造品販売額および加工賃収入額の内訳額が、パルプ17億5,000万円、洋紙12億5,000万円、板紙10億円、また、製造品販売額および加工賃収入額以外のその他の営業収入額が10億円となっている場合には、以上の合計額すなわち50億円を100とするそれぞれの割合(%)をイ製造品販売額および加工賃収入額の各欄およびロその他の営業収入額の欄に区別して記入することになります。すなわち、イ製造品販売額および加工賃収入額の割合(%)の各欄には、1パルプ35%、2洋紙25%、3板紙20%と記入し、ロその他の営業収入額の割合(%)欄には20%と記入します。

この場合、イの1パルプ、イの2洋紙、イの3板紙、イおよびロその他の営業収入額のそれぞれの割合の合計が100%となるのであつて、イ製造品販売額および加工賃収入額の内訳となるパルプ、洋紙および板紙のそれぞれの割合の合計のみが100%とにならないことに注意して下さい。

(2) イ製造品販売額および加工賃収入額の記入にあつては、工業統計調査用商品分類の製造品分類表または加工品分類表の★印のついた品名に該当するものがあるかどうかを確かめて下さい。該当するものが見当たらないときは品目(6桁番号の品名)あるいは例示を見て下さい。それでもなお該当するものが見当たらず、また、該当するかどうか疑わしい場合には、取引上用いている商品名によつて記入して下さい。なお、このような場合には、その製造品および加工品の性質、用途等に関する説明を備考欄に記入して下さい。

### 6 常用労働者数および常用労働者現金給与総額

#### イ 常用労働者数

常用労働者であつても、長期欠勤者等でこの月において、いかなる給与も算定されなかつた者は、常用労働者に含まないで下さい。  
職員とは、常用労働者のうち、技術的、管理的、専門的および書記的職務に従事する者をいいます。

労働者とは、常用労働者のうち職員以外の者をいいます。例えば、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助的作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者をいいます。また、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、四方など労働者に含めて下さい。

会社または団体の役員であつても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その従事する職務に従つて、職員または労働者に含めて下さい。

職員と労働者の職務を兼ねている者は、その勤務した時間の長短に従つて職員または労働者のいずれかに含めて下さい。

#### ロ 常用労働者現金給与総額

常用労働者現金給与総額には、所得税、保険料、組合費、購入代金などを差し引かない前のいわゆる税込の金額を記入して下さい。

常用労働者に対して、きまつて支給する給与とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によつて、あらかじめ定められている給与条件、算定方法によつて算定された基本給(月給、日給、時間給等)および諸手当(家族手当、年令給、勤続給、地域給、能率給、積勤手当、職務手当、特殊作業手当、超過勤務手当、物価手当、通勤手当、有給休暇手当、休業手当等)をいいます。これらについては、実際に支払われた金額および支払うべき金額(昭和31年1年間分)として算定された金額を記入して下さい。

特別に支払われた給与とは、一時的、突発的理由に基いて、きまつて支給する給与のほかに支払われる突散費、越年賞金、期末賞手、結婚手当等をいい、これらについては昭和31年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

その他の給与額には、常用労働者に対する以上の給与以外のすべての現金給与(退職金、解雇予告手当等)を、昭和31年1年間に実際に支払われた金額によつて記入して下さい。

### 7 製造品、原材料および燃料の在庫額

- (1) この項は、本社または本店の所有(本社または本店勘定)に属する製造品(副産物を含む。)、原材料および燃料の在庫額のうち、昭和31年工業調査票甲に含まれていないものについて、それぞれ帳簿価額によつて記入して下さい。

帳簿価額により難いときは、年初および年末の見積り価額によつて下さい。  
(2) 下請加工のために、他から支給された原材料または下請加工した製造品を

本社の倉庫などに保管している場合には在庫に含めないで下さい。

### 8 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額

この項は、本社または本店の所有(本社または本店勘定)に属する有形固定資産のうち、昭和31年工業調査票甲に含まれていないものについて記入して下さい。

#### (1) 取得額

(イ) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受け入れあるいは建設仮勘定からの振替は、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替の際の評価額、その資産が新規のものか中古のものか従つて区分して記入して下さい。ただし、外国から直接に輸入したもの(貿易業者等を通じて輸入したものを含む)は、中古のものでも新規のものともみなして下さい。

(ロ) 建設、自家製作または建設仮勘定からの振替は、その資産の取得の際の評価額を該当欄に記入して下さい。

(ハ) 増改築、改造、増設等によつて既存の資産が増加した場合は、その増加額を該当欄に記入して下さい。

(ニ) 資産再評価による固定資産の帳簿価額の増加は記入しないで下さい。

(ホ) 帳簿価額により難いときは、購入価額または見積り価額によつて下さい。

#### (2) 除却額

(イ) 撤去、売却、同一企業に属する他の事業所への引渡または滅失によつて、その資産が帳簿から除却された場合は、その除却の際の帳簿価額(取得額から減価償却の累計額を差し引いた現在価額)を、また、災害等による部分的損失に伴いその資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。

(ロ) 帳簿価額により難いときは、見積り価額によつて下さい。

#### (3) 減価償却額

昭和31年1年間に、本社または本店の所有に属する有形固定資産の減価償却費として計上された金額、すなわち、直接法による場合には、有形固定資産勘定より控除された金額を、また、間接法による場合には、減価償却費引当金に加えられた金額を記入して下さい。

#### イ 建物および構築物

(1) 建物には、新設工場、事務所のほか、社宅その他の経営附属物(構外のものも含む)ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の附属設備を含みます。

(2) 構築物には、ドッグ、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに舗道、駐車場等の整地(減価償却の対象となるものに限る)を含みます。構外のものも含みます。

#### ロ 機械および装置

(1) 機械類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤー、ホイスト、起重機(建物に附属するものを除く)等の搬送設備、その他の附属設備を含みます。

(2) 熔鉱炉、煉瓦窯、分溜塔等物理的または化学的变化を加える固定設備を含みます。

#### ハ 船舶、車両、運搬具および耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

(1) 船舶および水上運搬具ならびに鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具(牽引用馬および牛を含む)を含みます。

(2) 事務用器具、什器、備品等は、耐用年数1年以上で1万円以上のものに限りす。

#### ニ 土地

土地には、工場および事務所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、養豚等の経営附属用の土地(構外のものも含む)を含みます。

### 9 本社または本店が発注した委託生産品

(1) 委託生産とは、原材料を他の企業の工場などに支給して販売用の製品や部分品の製造を委託し、あるいは、この企業の製造工場の中間製品などに対する加工、処理などの仕事を他の企業の工場などに委託する場合をいいます。原材料を支給しないで、他に製造させる、いわゆる注文生産の場合は含まれません。

(2) 本社または本店が発注した委託生産品でも昭和31年工業調査票甲に含まれていないものについては、ここに記入しないで下さい。

### 10 製造工場名簿

- (1) この企業の経営する製造工場ごとに該当欄に記入して下さい。
- (2) 常用労働者数の記入にあつては、6の常用労働者の範囲に従つて下さい。